

養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応についての報告

1. 虐待対応に関して

(1) 通報件数

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	合計
件数	3	7	6	1	10	3	30

(2) 通報者

	家族	施設 管理者等	施設 職員	施設 元職員	高齢者生活 支援センタ	介護支援 専門員	警察	不明	その他
件数	5	7	3	2	3	1	1	3	4

(3) 虐待認定された類型と件数

類型	身体的	介護の 放棄・放任	心理的	性的	経済的	合計
件数	2	7	2	0	0	11

2. 課題

①対応に関する課題

虐待の疑いがあるとの通報を受け、事実確認を行った結果、虐待と疑われた原因が、虐待を行った疑いのある職員の、接遇や介護技術の不十分さ、言葉遣い、人柄等にあると、虐待として認定するか判断に迷う状況がある。

また、芦屋市「養介護施設従事者等による高齢者虐待対応マニュアル」の第1版を、平成26年5月に作成し、運用しているが、現行の帳票に使いづらさ、見づらさがあり、必要な情報の記載及び実務に即した運用が困難な状況にある。

(マニュアルの使いづらさの具体的状況)

- ・虐待者もしくは被虐待者が複数いると疑われる場合、また、虐待者や被虐待者が特定されていない場合の管理の仕方について統一されていなかった。現行の帳票は虐待者もしくは被虐待者を1名と限定しているため、記入のしづらさだけでなく、人数分の帳票をそれぞれ作成し、膨大な量となり全体像の把握が困難となっている。
- ・虐待の発生要因等の情報を整理する中で、施設の抱える課題が、通報時の被虐待者のみならず、他の利用者にも関係する場合、現行の帳票では被虐待者一人に焦点を当てた形式であるため、施設の情報に関して整理しづらさがある。
- ・虐待の事実確認の役割分担を記録する帳票があるが、現行のものでは事実確認の目的など全体像の把握が難しく、また事実確認項目や役割分担など具体的内容なども記入のしづらさがあった。
- ・対応が長期化し、施設と市のやりとりが複数回に及ぶ場合、その経過を時系列で記録できる帳票が無く、経過の把握が困難である。

②施設従事者の課題

虐待を行った職員個人が、必要な知識や技術を習得していない状況や、自身の行っている介護が、虐待と認識できていない状況がある。

3. 平成 31 年度 of 取組み

マニュアル改訂の準備段階として、令和元年 11 月より 4 回、高齢介護課、監査指導課、権利擁護支援センターで打合せを実施。

現行の帳票の課題について意見を出し合い、虐待者等が複数いる場合の管理方法については、県へ確認し、国や県へ報告する場合にも漏れなくできるような様式に改善することになった。

4. 今後のスケジュール

令和 2 年度中に、現行の帳票の修正と、追加で必要と考えられる帳票の作成を完了する。令和 2 年度は、帳票を修正すること主に行うこととし、その修正した帳票を運用する中で、更なる見通しとしてマニュアル本文の改訂に着手していく。